

改定	現行	備考																								
第6110条 成果品 1 環境影響評価 受注者は、表6.1.1に示す成果品を作成し、第1117条成果品の提出に従い、2部納品するものとする。 表 6.1.1 成果品一覧表 <table><tr><th>成果物項目</th><th>摘要</th></tr><tr><td>計画段階配慮書（案）</td><td>※2</td></tr><tr><td>環境影響評価報告書一式</td><td>※1</td></tr><tr><td>方法書（案）</td><td></td></tr><tr><td>準備書（案）</td><td>※2</td></tr><tr><td>評価書（案）</td><td>※2</td></tr><tr><td>評価書の補正等</td><td></td></tr></table> ※1 環境影響評価報告書には、評価項目・調査・評価手法の選定、調査、予測・評価及び環境保全措置の検討等の報告書を含むものとする。 ※2 要約書（案）を含むものとする。	成果物項目	摘要	計画段階配慮書（案）	※2	環境影響評価報告書一式	※1	方法書（案）		準備書（案）	※2	評価書（案）	※2	評価書の補正等		第6110条 成果品 1 環境影響評価 受注者は、表6.1.1に示す成果品を作成し、第1117条成果品の提出に従い、2部納品するものとする。 表 6.1.1 成果品一覧表 <table><tr><th>成果品項目</th><th>摘要</th></tr><tr><td>環境影響評価報告書一式</td><td>※1</td></tr><tr><td>方法書（案）</td><td></td></tr><tr><td>準備書（案）</td><td>※2</td></tr><tr><td>評価書（案）</td><td>※2</td></tr></table> ※1 環境影響評価報告書には、評価項目・調査・評価手法の選定、調査、予測・評価及び環境保全措置の検討等の報告書を含むものとする。 ※2 要約書（案）を含むものとする。	成果品項目	摘要	環境影響評価報告書一式	※1	方法書（案）		準備書（案）	※2	評価書（案）	※2	
成果物項目	摘要																									
計画段階配慮書（案）	※2																									
環境影響評価報告書一式	※1																									
方法書（案）																										
準備書（案）	※2																									
評価書（案）	※2																									
評価書の補正等																										
成果品項目	摘要																									
環境影響評価報告書一式	※1																									
方法書（案）																										
準備書（案）	※2																									
評価書（案）	※2																									
第6406条 道路予備設計（B） 1. 業務目的 道路予備設計（B）は道路予備設計（A）、或いは同修正設計により決定された中心線に基づいて行われた実測路線測量による実測図を用いて、第1206条設計業務の内容第3項の業務のうち、図上での用地幅杭位置を決定することを目的とする。	第6406条 道路予備設計（B） 1. 業務目的 道路予備設計（B）は道路予備設計（A）、或いは同修正設計により決定された中心線に基づいて行われた実測路線測量による実測図を用いて、第1206条設計業務の内容第4項の業務のうち、図上での用地幅杭位置を決定することを目的とする。																									
第6408条 道路詳細設計 （5）道路付帯構造物設計 受注者は、一般構造物〔擁壁（小構造物を除く）、函渠、特殊法面保護工、落石防止工等をいう。〕及び、管渠（応力計算が必要なもの）、溝橋、大型用排水路（幅 2m超かつ延長 100m超）、地下道、取付道路（幅 3m超かつ延長 30m超）側道、階段工（高さ 3m以上）等については、設計図書に基づき現場条件、設計条件に合致するよう設計するものとする（照明施設は除く）。 なお、一般構造物は、設計図書に基づき第 6424 条一般構造物詳細設計に準ずるものとする。 （6）小構造物設計 受注者は、前項に定める以外で原則として応力計算を必要とせず標準設計図集等から設計できるもので、石積またはブロック積擁壁、コンクリート擁壁（高さ 2m未満）、管渠、側溝、街渠、法面保護工、小型用排水路（幅 2m以下または延長 100m 以下）、集水桝、防護柵工、取付道路（幅 3m以下または延長 30m未満）、階段工（高さ 3m未満）等を設計するものとする。	第6408条 道路詳細設計 （5）道路付帯構造物設計 受注者は、一般構造物〔擁壁（小構造物を除く）、函渠、特殊法面保護工、落石防止工等をいう。〕及び、管渠（応力計算が必要なもの）、溝橋、大型用排水路（幅 2m超かつ延長 100m超）、地下道、取付道路（幅 3m超かつ延長 30m超）側道、階段工（高さ 3m以上）等については、設計図書に基づき現場条件、設計条件に合致するよう設計するものとする。 なお、一般構造物は、設計図書に基づき第 6424 条一般構造物詳細設計に準ずるものとする （6）小構造物設計 受注者は、前項に定める以外で原則として応力計算を必要とせず標準設計図集等から設計できるもので、石積またはブロック積擁壁、コンクリート擁壁（高さ 2m未満）、管渠、側溝、街渠、法面保護工、小型用排水路（幅 2m以下または延長 100m 以下）、集水桝、防護柵工、取付道路（幅 3m以下または延長 30m未満）、階段工（高さ 3m未満）等を設計するものとする（<u>照明施設は除く</u>）。																									
第6505条 地下横断歩道等詳細設計 （4）本体設計 1）平面・縦断線形設計 受注者は、発注者から貸与された道路線形計算書、平面及び縦断線形図等に基づき、当該構造物の必要箇所について詳細に線形計算を行い、平面及び縦断座標を求めるものとする。 2）BOX部 受注者は、BOX部について必要な設計を行い、形式及び各詳細寸法を決定するものとし、タイル張り及び吹き付けなどの標準的な内装仕上げの設計を行うものとする。 3）出入口部 受注者は、出入口部について必要な設計を行い、形式及び各詳細寸法を決定するものとし、階段、斜路（階段付き）の昇降方式の設計及びタイル張り、吹き付けなどの標準的な内装仕上げの設計を行うものとする。	第6505条 地下横断歩道等詳細設計 （4）本体設計 1）平面・縦断線形設計 受注者は、発注者から貸与された道路線形計算書、平面及び縦断線形図等に基づき、当該構造物の必要箇所について詳細に線形計算を行い、平面及び縦断座標を求めるものとする。 2）BOX部 受注者は、BOX部について必要な設計を行い、形式及び各詳細寸法を決定するものとし、タイル張り及び吹き付けなどの標準的な内装仕上げの設計を行うものとする。 3）出入口部 受注者は、出入口部について必要な設計を行い、形式及び各詳細寸法を決定するするものとし、階段、斜路（階段付き）の昇降方式の設計及びタイル張り、吹き付けなどの標準的な内装仕上げの設計を行うものとする。																									

改 定	現 行	備 考
第6704条 山岳トンネル詳細設計 (4) 本体工設計 1) 地山分類 受注者は、予備設計において決定された地山分類を基に、その後の調査及び検討結果を加味し、地山分類を行うものとする。 2) トンネル断面及び支保工の設計 受注者は、予備設計において選定された適用断面について、その後の調査及び検討結果を考慮して、適用断面の妥当性の確認を行うとともに支保工の構造及び規模を選定するものとする。特に、坑口付近、断層、破砕帯等土圧の変化が予想される箇所、地表または近接して構造物がある場合、かぶりの薄い場合等は安全性、施工性を考慮して、補助工法の併用も考慮した断面及び支保工の検討を行うものとする。ただし、断面、支保工及び補助工法の検討は、類似トンネルの施工例等の既往資料を基に行うことを基本とする。なお、受注者は、設計図書に基づき、構造計算（FEM解析等）及び補助工法の設計を行うものとする。 なお、切羽の自立が悪い場合に適用される支保パターン DI-a 以下では原則として鏡吹付けを実施することについて図面等の設計図書に記載することとする。 また、支保パターン CII-b 以上の場合であっても、以下のア～ウのいずれかの事項が発生することが懸念される場合には鏡吹付けの実施 について検討する必要があることについて図面等の設計図書に記載することとする。 ア 鏡面から岩塊が抜け落ちる イ 鏡面の押出しを生じる ウ 鏡面は自立せず崩れあるいは流出	第6704条 山岳トンネル詳細設計 (4) 本体工設計 1) 地山分類 受注者は、予備設計において決定された地山分類を基に、その後の調査及び検討結果を加味し、地山分類を行うものとする。 2) トンネル断面及び支保工の設計 受注者は、予備設計において選定された適用断面について、その後の調査及び検討結果を考慮して、適用断面の妥当性の確認を行うとともに支保工の構造及び規模を選定するものとする。特に、坑口付近、断層、破砕帯等土圧の変化が予想される箇所、地表または近接して構造物がある場合、かぶりの薄い場合等は安全性、施工性を考慮して、補助工法の併用も考慮した断面及び支保工の検討を行うものとする。ただし、断面、支保工及び補助工法の検討は、類似トンネルの施工例等の既往資料を基に行うことを基本とする。 なお、受注者は、設計図書に基づき、構造計算（FEM解析等）及び補助工法の設計を行うものとする。	
第6803条 橋梁予備設計 (4) 橋梁形式比較案の選定 受注者は、橋長、支間割の検討を行い、架橋地点の橋梁としてふさわしい橋梁形式数案について、構造特性、施工性、経済性、維持管理、環境との整合など総合的な観点から技術的特徴、課題を整理し、評価を加えて、調査職員と協議のうえ、設計する比較案をプレキャストを含む3案以上選定するものとする。	第6803条 橋梁予備設計 (4) 橋梁形式比較案の選定 受注者は、橋長、支間割の検討を行い、架橋地点の橋梁としてふさわしい橋梁形式数案について、構造特性、施工性、経済性、維持管理、環境との整合など総合的な観点から技術的特徴、課題を整理し、評価を加えて、調査職員と協議のうえ、設計する比較案3案を選定するものとする。	